

# 逗子清寿苑 短期入所サービスセンター 【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.66を乗じて、介護保険分の9割、8割又は7割を引いた額の1割分、2割分又は3割分を利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
  - ※ 逗子清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額欄の項目に関して要件に応じ、算定させていただきます。
  - ※ その他の加算額Ⅰ（個別）につきましては要件に応じて個別に算定いたします。
  - ※ その他の加算額Ⅱ（施設体制）につきましては施設体制の要件に応じ算定するものとします。
- 内容は毎月送付のご請求書の「介護サービス費内訳」においてご確認ください。

□介護報酬告示額  
介護サービス費

(1)基本料金 1単位: **10.66** 円

令和4年4月1日

項目	併設短期生活	単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
基本額 (1日)	要支援1	446	¥4,754	¥475	¥951	¥1,426
	要支援2	555	¥5,916	¥592	¥1,183	¥1,775
	要介護1	596	¥6,353	¥635	¥1,271	¥1,906
	要介護2	665	¥7,089	¥709	¥1,418	¥2,127
	要介護3	737	¥7,856	¥786	¥1,571	¥2,357
	要介護4	806	¥8,592	¥859	¥1,718	¥2,578
	要介護5	874	¥9,317	¥932	¥1,863	¥2,795

(2)加算料金等

	加算名	円	単位	内容の説明	
加算額 (1日)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥235	22	介護福祉士の割合が80/100以上。他、要件あり。	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥192	18	介護福祉士の割合が60/100以上。	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥64	6	介護福祉士の割合が50/101以上。他、要件あり。	
	看護体制加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥43	4	常勤看護師を1名以上配置。	
	看護体制加算(Ⅱ)※要介護のみ	¥85	8	入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上。	
	看護体制加算(Ⅲ)イ※要介護のみ	¥128	12	上記要件に加え、要介護3以上の方が7割以上。	
	看護体制加算(Ⅳ)イ※要介護のみ	¥245	23	上記要件に加え、喀痰吸引実施者配置。	
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥139	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。	
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)※要介護のみ	¥160	15	上記要件に加え、喀痰吸引実施者配置。	
	送迎加算※片道	¥1,961	184	居宅と事業所との間の送迎を利用した場合。	
加算額 (1日)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×2.7%		介護職員等の処遇改善	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×2.3%		介護職員等の処遇改善	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×8.3%		介護職員の処遇改善	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×6.0%		介護職員の処遇改善	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数×3.3%		介護職員の処遇改善	
その他の 加算額 Ⅰ 個別	長期利用者の基本報酬適正化	△ 320	△ 30	連続して30日を超えて入所している場合減算。	
	緊急短期入所受入加算	¥959	90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。	
	若年性認知症入所者受入加算	¥1,279	120	若年性認知症を受け入れた場合。	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,132	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算。	
	療養食加算	¥85	8	主治医の食事せんに基づく療養食の提供等。(1回)	
	在宅中重度者受入加算※要介護のみ				指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。
	※「看護体制加算Ⅰ」算定あり	¥4,488	421		
	※「看護体制加算Ⅱ」算定あり	¥4,445	417		
	※「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」算定あり	¥4,403	413		
	※「看護体制加算」算定なし	¥4,531	425		
	医療連携強化加算	¥618	58	急変予測や早期発見等の為に看護職員による巡視。	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	¥1,066	100	PT等の助言を受け、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成等する事。	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	¥2,132	200	リハビリを実地している医療提供施設のPT等が訪問して行う。	
個別機能訓練加算	¥597	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置。		
その他の 加算額 Ⅱ	機能訓練指導体制加算	¥128	12	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置が基準以上。	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	¥32	3	認知症(ⅢⅣⅤⅥ)利用者5割以上及び、認知症研修修了者。	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	¥43	4	上記要件に加え指導者の配置、研修の実施。	

